学校いじめ防止基本方針

豊 中 市 立 西 丘 小 学 校

令和８年（２０２６年）11月20日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では求める学校像を『一人ひとりを大切に、違いは宝物～元気で笑顔あふれる学校～』『学校・家庭・地域の笑顔をひとつに～つながりあうことを大切にする学校～』としており、そのために学校を保護者や地域に開き、教職員だけではなく地域全体で子どもを育みそだてる教育に取り組んでいる。いじめは、子どもだけの問題ではなく学校、家庭や地域が抱えるストレスが大きな原因となることが多く、それは、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢タブレットやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

⑴ 名称「ＩＦＳ委員会」（いじめ・不登校・支援・児童対策委員会）

※初期対応は構成員を絞った「コア会議」が担う。

⑵ 構成員

校長、教頭、生活指導担当（首席）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、通級教諭、学年担任、専科教諭、SSW、SC

⑶ 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止、早期発見

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　各取組の有効性の検証

カ　学校いじめ防止基本方針の見直し

キ　年間計画の企画・実施（進捗チェック）

４　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

IFS 委員会は、月１回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

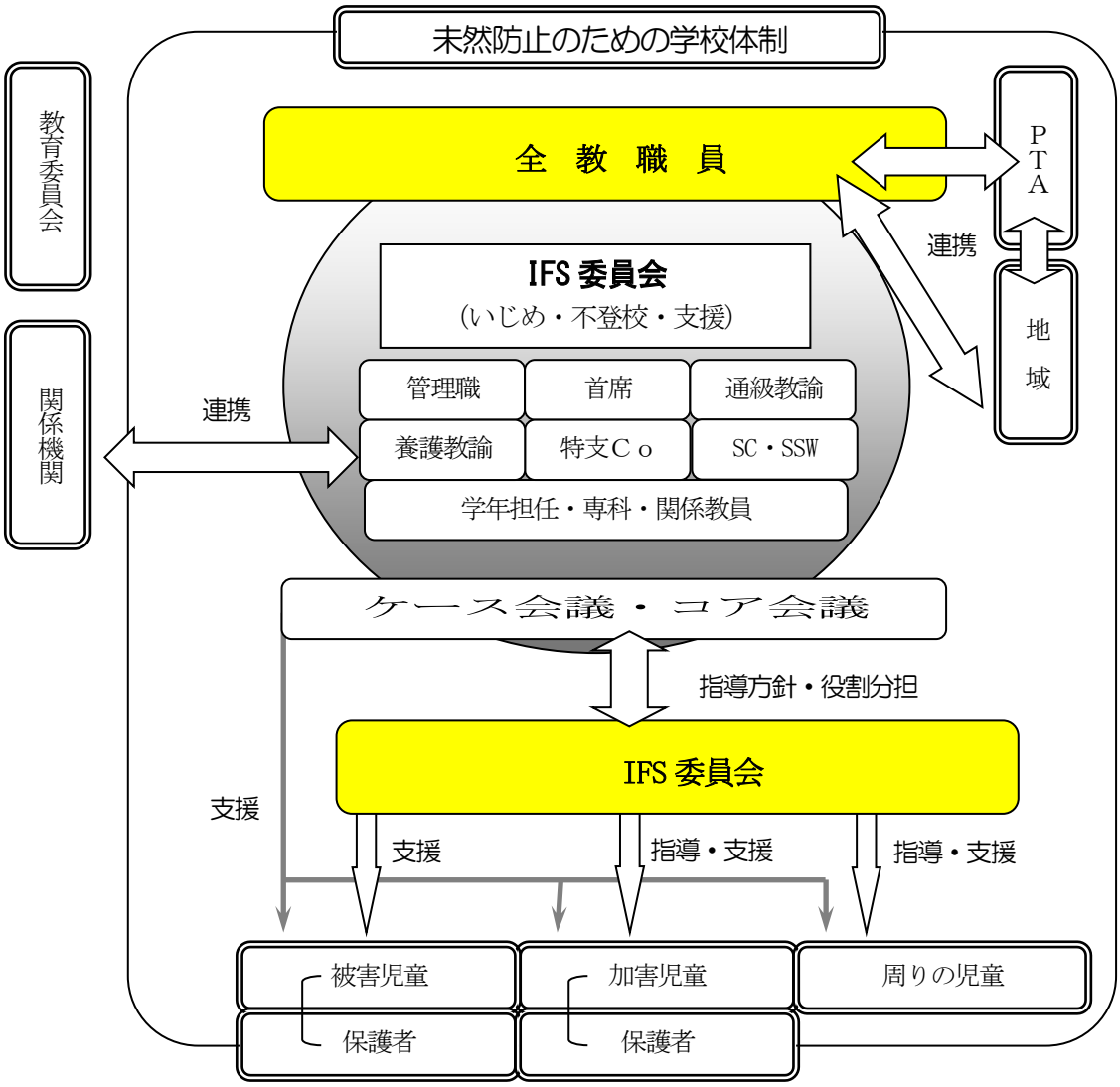
１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

具体的には、①全ての子どもが参加・活躍できる、わかる授業づくり②互いの思いを言葉で伝え合えるコミュニケーション能力の育成③お互いを認め合える、規律ある学級集団づくりを軸として、誰もが安心できる居場所のある学校づくりに取り組むことが重要である。

さらに、児童が安心・安全な学校生活を送るために、全教職員が協力して指導に当たるとともに、地域・保護者による学校支援ボランティアを積極的に取り入れ、開かれた学校として学校・家庭・地域が協力して児童の見守りを行うことにより、学校だけでは気づくことのできないいじめの兆候を見逃すことなくいじめの未然防止に努めることが必要である。



2　いじめの防止のための措置

（1）年に１回程度外部講師を招いての研修や校内研修を行うとともに、いじめ事案に関する情報収集を丁寧に行い、いじめは他人事ではなく、いつ目の前の児童に起きるかもしれないという危機感を持って日々の指導に当たることのできる教職員の意識改革に努める。

（2）児童に対しては、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、人とのつながりを大切にした授業づくりを行う。また、いじめの定義などについては全校集会で周知する。

（3）いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、複数体制で学年・学級集団を指導する体制をとりいれる。

（4）自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、「いのちの学習」を全学年で行う。

（5）児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、読み物教材やＤＶＤ教材、実際におこったいじめの事例などを使った道徳の授業を行う。
（6）児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動しようとする態度を育てるため児童会での取り組みを行う。
（7）全校集会・児童集会や学級活動を通じていじめ問題に触れ、いじめが絶対に許されないとの雰囲気を学校全体に醸成する。
（8）IFS 委員会の活動内容や相談窓口について児童・保護者へ周知する。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、授業時間だけでなく給食指導や清掃指導の時間、休憩時間に児童と話したり遊んだりする機会を持つとともに、他の教職員や保護者・地域ボランティアと情報交換を行う機会を多く持つ。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴　１学期は元気調査で集約を行ったが、１１月よりヨリソル（タブレットのアプリ）によるジョイスコア（アンケート）を毎月末に行う。また、こころのコンディションについては毎朝入力をする。

【元気調査・ヨリソルについての確認事項】

- 目的
  いじめや不登校など子どもたちのＳＯＳの早期発見
- 調査回数と実施時期
  元気調査については１学期末、１１月からヨリソル（タブレット）によるアンケートを行い、１１月末から毎月末実施とする。１から３年生については、相談ごとを記入できる用紙を学期末に配布し実施する。
- 調査後の対応

【ジョイスコア】

・項目「今月は楽しかったですか。」「休み時間は楽しかったですか」で「楽しくなかった。」に〇をつけている。
・項目「スマートフォンやタブレットで、身近な人や知っている人がいじめられたり、暴力を受けたりしている動画を見たことがありますか。」に〇を付けている。

【こころのコンディション】

・「先生に相談したいことがありますか。」に入力があった場合

・「今日のこころの調子はどうですか。」の項目で三日続けて「悪い」と入力がある
など、いじめや不登校が疑われる場合や、人間関係家庭環境などに不安要素がある場合については、
①迅速かつ適切に聞き取りを行う。
②聞き取った内容については、重篤な事態で無くても迅速に管理職に報告する。
③②の報告→IFS 委員会にて共有。
（重篤な場合はケース会議を行い、対応を全体で確認。）
④調査の結果及び確認した事実と対応などを保護者に伝える。
⑤学級集団作り、学年集団作りについて検証する。
⑥全体の結果分析を職員会議で共有するとともに保護者に発信する。
日常の観察として、毎朝の健康観察や給食を食べる量や登校時刻の変化などに注意を払う。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、必要に応じて家庭訪問や電話による連絡を行う。
(3) 月１回 ISF 委員会を行い、情報交換を行う。
(4) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制をつくる。
(5) 学校便りやホームページにより、相談体制を広く周知する。
(6) 学校支援ボランティア等からの情報を集め、学校外での児童の様子を把握する。

第４章　いじめに対する措置

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) たとえ、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に察知する。

遊びや悪ふざけの中で、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当者等に報告し、IF 委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

・事実確認・・５Ｗ１Ｈ（点）と過去の経過（線）を意識。行為、言動の理由、背景、状況、環境の聞き取り。傍観者への聞き取り。

・IFS 委員会に随時報告

・指導計画の立案と実行（指導に際しては、単に非難することではなく児童の成長を目的とする。いじめられた児童の心情を十分認識させ反省を促す。当事者だけでなく傍観者への指導も含む。見守りという名の「放置」に陥らない。見守りの具体的内容、目途を定める。）

・記録化・・調査内容、指導計画、指導経過等

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、状況に応じて相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、面談等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめの「解消」について
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。対応後も毎月の IFS 委員会で状況・経過の確認を行う。いじめに係る行為が止んでから３か月を目途に被害児童並びに保護者への聞き取りを行い、「解消」したかどうかを判断する。
解消していない場合、再度支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し実行する。1 か月を目安にヒアリングを行う。
解消している場合、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童については日常的に注意深く観察する。

３　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒指導主事が中心となって対応する。いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また状況に応じて、SC・SSW や教育相談員（臨床心理士）等の協力を得て対応を行う。

４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてSC・SSWや教育相談員（臨床心理士）等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、SC・SSWや各関係機関とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6　インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、『ケース会議』において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第５章　その他

(1)　転入後１カ月を過ぎたころに転入児童がいじめの対象になるケースがあるので、注意深く見守る必要がある。

(2)　居住年数の短い保護者の不安感が児童のストレスとなりいじめにつながる場合があるので、保護者の心のケアも大切にする。